

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月3日 提出

松田町長 本山博幸

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（別紙）

令和8年2月6日

松田町長 本 山 博 幸

理 由

宮地・田代浄水場の電線引込柱が強風の影響で倒壊し早急に復旧する必要があることや、今後の不測の事態に対応するため、所要の予算について専決処分するものであります。

令和7年度

松田町寄簡易水道事業会計補正予算書

(第3号)

令和8年2月6日専決処分

令和7年度 松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度松田町寄簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出	
第2款 水道事業費用	47,332千円	2,100千円	49,432千円
第1項 営業費用	43,921千円	1,600千円	45,521千円
第4項 予備費	0千円	500千円	500千円

松田町長 本 山 博 幸

補正予算内訳書
及び支出
出

明 細		
節	金 額	附 記
	(千円)	
19 修繕費	1,600	